

文科省、教員免許更新の延長を通知

文部科学省は、本日6月5日、各都道府県教委に対し「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続き等の留意事項について」を通知し、新型コロナウイルス感染症の影響により「免許状更新講習の課程の修了が困難」であるとして、「教員免許状の有効期間の延長等を行っても差し支えないこと」等、教員免許更新制に係る手続き等の留意事項まとめ、「適切な配慮」を求めました。

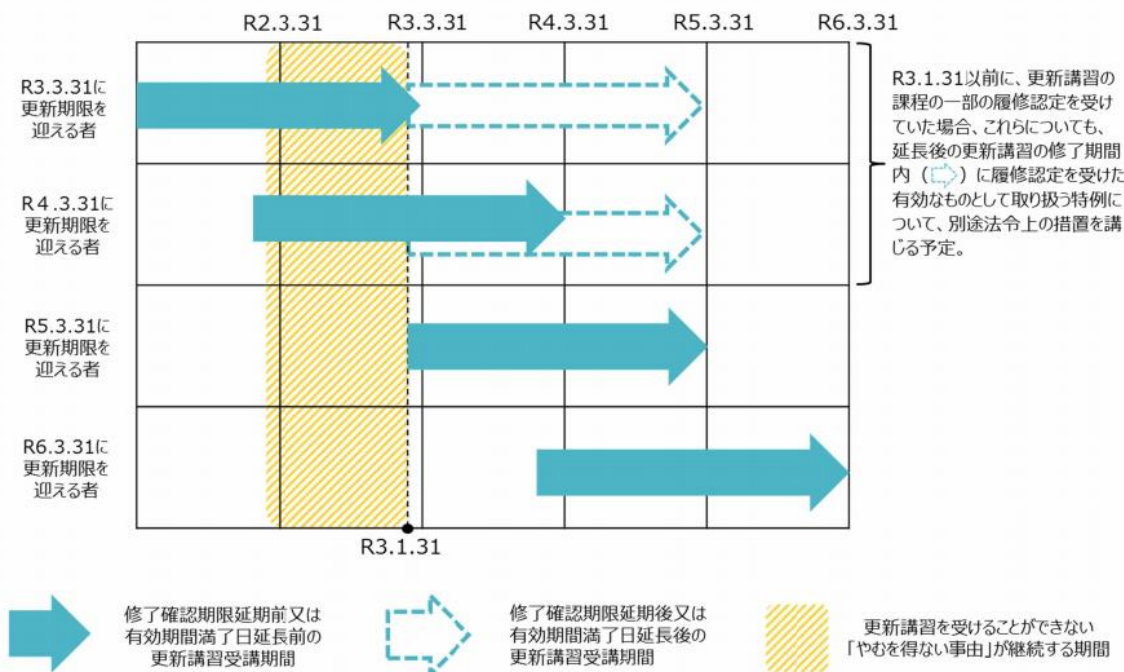
今年度末^(令和3)(2021年3月)更新期限の場合、2023年3月31日^(令和5)へ延長

教員免許法では、「免許管理者(=都道府県教委)がやむを得ない事由として認める事由がある」ことにより、「やむを得ない事由がなくなった日」から起算して2年2ヶ月を超えない範囲で延期又は延長を行うことが可能であるとしています。通知では、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等が、上記の「やむを得ない理由」に当たる」としています。「やむを得ない事由がなくなった日」は、当面2021年1月31日と想定するとしています。これにより、今年度末(2021年3月)及び来年度末(2022年3月)更新期限を迎える者は、2023年3月に有効期限が延長されることとなります。

文科通知の別添資料

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図 別添

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



そもそも教員免許更新制は廃止すべき 不要不急の制度は中止し、コロナ対策に集中を!!

2009年から導入された教員免許更新制度は、現場の教職員に過重な負担を強いるうえ、更新ができなかった場合、失職するという重大な問題があります。制度は廃止し、長時間過密労働を解消したうえで、自主的な研修を奨励すべきです。今回の措置は全教・府高教の要求を踏まえたものではありませんが、今後も全教を通じて文科省へ制度の見直しを働きかけるとともに、大阪府においても当面本通知に従い、更新期限日が延期されるよう折衝・交渉を強めます。

一人ひとりの声は小さい…だからみんなで！あなたも府高教へ！

